

社会福祉事業区分資金収支内訳表

(自) 平成30年 4月 1日 (至) 平成31年 3月31日

第一号第三様式 (第十七条第四項関係)

(単位: 円)

勘定科目		特別養護老人ホームくさど	特別養護老人ホームしんがい	小規模多機能ホームつどおう家	ふぁみりえ山陽しろみ	小規模多機能ホームのがみ	内部取引消去	事業区分合計
事業活動による収支	取	介護保険事業収入	336,240,422	316,804,130	118,637,130	9,872,001	74,811,833	856,365,516
		受取利息配当金収入	689					689
		その他の収入	1,587,198	548,040	122,580		218,700	2,476,518
		事業活動収入計(1)	337,828,309	317,352,170	118,759,710	9,872,001	75,030,533	858,842,723
	支	人件費支出	197,783,685	169,522,017	57,302,446	6,380,269	48,323,686	479,312,103
		事業費支出	40,477,693	36,254,834	11,092,481	1,639,165	5,770,258	95,234,431
	事務費支出	41,877,311	36,390,595	11,251,981	1,651,444	4,551,858	95,723,189	
	支払利息支出	2,911,276	1,705,310				4,616,586	
	その他の支出	1,905,300	529,720	150,200		307,430	2,892,650	
	事業活動支出計(2)	284,955,265	244,402,476	79,797,108	9,670,878	58,953,232	677,778,959	
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	52,873,044	72,949,694	38,962,602	201,123	16,077,301	181,063,764	
施設整備等による収支	取	施設整備等寄附金収入		10,000,000				10,000,000
		施設整備等収入計(4)		10,000,000				10,000,000
	支	設備資金借入金元金償還支出	14,736,000					14,736,000
		固定資産取得支出	344,520	615,000			3,909,985	4,869,505
	施設整備等支出計(5)	15,080,520	615,000			3,909,985	19,605,505	
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	-15,080,520	9,385,000			-3,909,985	-9,605,505	
その他の活動による収支	取	拠点区分間長期貸付金回収収入	80,688,500				800,000	-81,488,500
		その他の活動収入計(7)	80,688,500				800,000	-81,488,500
	支	拠点区分間長期借入金返済支出	800,000	80,688,500				
		その他の活動支出計(8)	800,000	80,688,500				
		その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	79,888,500	-80,688,500			800,000	
	当期資金収支差額合計(10)=(3)+(6)+(9)	117,681,024	1,646,194	38,962,602	201,123	12,967,316	171,458,259	
	前期末支払資金残高(11)	207,260,284	46,011,613	22,616,597	3,362,923		279,251,417	
	当期末支払資金残高(10)+(11)	324,941,308	47,657,807	61,579,199	3,564,046	12,967,316	450,709,676	

監査報告書

令和元年5月27日

社会福祉法人 さんよう

理事長 辰川 和美 殿

監事 勝岡正剛 (印)

監事 小野隆平 (印)

私たち監事は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの平成30年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次の通り報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検討しました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

以 上

監査意見

社会福祉法人さんよう

監事 勝岡正剛 印

監事 小野隆平 印

2019年(令和元年)5月27日(月曜日)の14時から特別養護老人ホームしんがい(地域交流室)において、社会福祉法人さんよりの会計及び業務監査を実施しましたが、監事の意見は次のとおりです。

- ・災害時等の備蓄について
- ・各事業の介護度、利用者数など手引書の作成を希望する

1. 法人基本情報

(1)都道府県区分	(2)市町村区分	(3)所轄庁区分	(4)法人番号	(5)法人区分	(6)活動状況
34 広島県	207 福山市	34207	9240005012504	01 一般法人	01 運営中
(7)法人の名称	さんよう				
(8)主たる事務所の住所	広島県	福山市	新津町三丁目1番27号		
(9)主たる事務所の電話番号	084-961-3951	(10)主たる事務所のFAX番号	084-961-3950		
(11)従たる事務所の有無	2 無				
(12)従たる事務所の住所					
(13)法人のホームページアドレス	http://www.sanyo.or.jp/kusado/		(14)法人のメールアドレス	toku_k@sanyo.or.jp	
(15)法人の設立認可年月日	平成23年7月7日		(16)法人の設立登記年月日	平成23年7月8日	

2. 当該会計年度の初日における評議員の状況

(1)評議員の定員	7	(2)評議員の現員	7	(3-6)評議員全員の報酬等の総額(前会計年度実績)(円)	77,959
(3-1)評議員の氏名	(3-2)評議員の職業	(3-3)評議員の任期	(3-4)評議員の所轄庁からの再就職状況	(3-5)他の社会福祉法人の評議員・役員・職員との兼務状況	(3-7)前会計年度における評議員会への出席回数
枝廣 稔	無職	H29.4.1 ~ 2020年会計年度に関する定時評議員会の終結時まで	2 無	2 無	2
柿原 弘幸	無職	H29.4.1 ~ 2020年会計年度に関する定時評議員会の終結時まで	2 無	2 無	1
倉田 秀孝	無職	H29.4.1 ~ 2020年会計年度に関する定時評議員会の終結時まで	2 無	1 有	2
坂本 愛子	無職	H29.4.1 ~ 2020年会計年度に関する定時評議員会の終結時まで	2 無	2 無	2
藤井 哲朗	無職	H29.4.1 ~ 2020年会計年度に関する定時評議員会の終結時まで	2 無	2 無	2
藤本 雄三	無職	H29.4.1 ~ 2020年会計年度に関する定時評議員会の終結時まで	2 無	1 有	2
渡辺 健治	無職	H29.4.1 ~ 2020年会計年度に関する定時評議員会の終結時まで	2 無	2 無	2
福山市霞公民館館長					

3. 当該会計年度の初日における理事の状況

(1)理事の定員	6	(2)理事の現員	6	(3-12)理事全員の報酬等の総額(前会計年度実績)(円)	77,959	1 特例有
(3-1)理事の氏名	(3-2)理事の役職(注)	(3-3)理事長への就任年月日	(3-4)理事の常勤・非常勤	(3-5)理事選任の評議員会議決年月日	(3-6)理事の職業	(3-7)理事の所轄庁からの再就職状況
	(3-8)理事の任期		(3-9)理事要件の区分別該当状況	(3-10)各理事と親族等特殊関係にある者の有無	(3-11)理事報酬等の支給形態	(3-13)前会計年度における理事会への出席回数
辰川 和美	1 理事長	平成23年7月12日	2 非常勤	平成29年6月22日	医療法人辰川会常任理事	1 有
	H29.6.22 ~ 2018年会計年度に関する定時評議員会の終結の時まで		1 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者	1 有	4 いずれも支給なし	3
濱田 喜代恵	3 その他理事		2 非常勤	平成29年6月22日	無職	2 無
	H29.6.22 ~ 2018年会計年度に関する定時評議員会の終結の時まで		2 事業区域における福祉に関する実情に通じている者	2 無	2 理事報酬のみ支給	3
佐藤 純子	3 その他理事		2 非常勤	平成29年6月22日	無職	2 無
	H29.6.22 ~ 2018年会計年度に関する定時評議員会の終結の時まで		2 事業区域における福祉に関する実情に通じている者	2 無	2 理事報酬のみ支給	2
齋藤 理美子	3 その他理事		2 非常勤	平成29年6月22日	医療法人辰川会理事	1 有
	H29.6.22 ~ 2018年会計年度に関する定時評議員会の終結の時まで		1 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者	1 有	4 いずれも支給なし	3
高杉 清志	3 その他理事		2 非常勤	平成30年5月10日	無職	2 無
	H30.5.10 ~ 2018年会計年度に関する定時評議員会の終結の時まで		2 事業区域における福祉に関する実情に通じている者	2 無	2 理事報酬のみ支給	2
田口 繁則	3 その他理事		2 非常勤	平成31年3月18日	特別養護老人ホームしんがいで施設長	2 無
	H31.3.18 ~ 2018年会計年度に関する定時評議員会の終結の時まで		1 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者	2 無	3 職員給与のみ支給	1

(注)「(3-2)理事の役職」のうち、「理事長」とは、社会福祉法45条の13第3項で規定する理事長(会長等の他の役職名を使用している法人がある。)である。「業務執行理事」とは、社会福祉法45条の16第2項第2号で規定する業務執行理事(常務理事等の他の役職名を使用している法人がある。)である。

4. 当該会計年度の初日における監事の状況

(1)監事の定員	2	(2)監事の現員	2	(3-6)監事全員の報酬等の総額(前会計年度実績)(円)	89,096
(3-1)監事の氏名	(3-2)①監事の職業	(3-3)監事の所轄庁からの再就職状況	(3-4)監事の任期	(3-5)監事要件の区分別該当状況	(3-6)前会計年度における理事会への出席回数
勝岡 正剛	株式会社MIYUKI代表取締役	2 無	H29.6.22 ~ 2018年会計年度に関する定時評議員会の終結の時まで	6 財務管理に識見を有する者(その他)	平成29年6月22日
	H29.6.22 ~ 2018年会計年度に関する定時評議員会の終結の時まで			3 社会福祉事業に識見を有する者(その他)	3
小野 隆平	弁護士法人ぼらのまち法律事務所代表	2 無	H29.6.22 ~ 2018年会計年度に関する定時評議員会の終結の時まで	3 社会福祉事業に識見を有する者(その他)	平成29年6月22日
	H29.6.22 ~ 2018年会計年度に関する定時評議員会の終結の時まで				3

5. 前会計年度・当会計年度における会計監査人の状況

(1-1)前会計年度の会計監査人の氏名(監査法人の場合は監査法人名)	(1-2)前会計年度の会計監査人の監査報酬額(円)	(1-3)前年度決算にかかる定時評議員会への出席の有無	(2-1)当会計年度の会計監査人の氏名(監査法人の場合は監査法人名)	(2-2)当会計年度の会計監査人の監査報酬額(円)

6. 当該会計年度の初日における職員の状況

(1)法人本部職員の数	0	②常勤兼務者の実数	2	③非常勤者の実数	0
①常勤専従者の実数	0	常勤換算数	1.0	常勤換算数	0.0
(2)施設・事業所職員の人数	101	②常勤兼務者の実数	15	③非常勤者の実数	49
①常勤専従者の実数	101	常勤換算数	14.0	常勤換算数	24.5

7. 前会計年度に実施した評議員会の状況

(1)評議員会ごとの評議員会開催年月日	(2)評議員会ごとの評議員・理事・監事・会計監査人別の出席者数	(3)評議員会ごとの決議事項
	評議員 理事 監事 会計監査人	理事の退任及び選任について

平成30年5月10日	7	2		平成29年度決算報告の承認 社会福祉充実計画の承認 役員等報酬規程の改正
平成31年3月18日	7	2		理事の退任、選任について

(4)うち開催を省略した回数 0

8. 前会計年度に実施した理事会の状況

(1)理事会ごとの理事会開催年月日	(2)理事会ごとの理事・監事別の出席者数		(3)理事会ごとの決議事項
	理事	監事	
平成30年4月24日	5	2	平成29年度 事業報告及び福祉事業活動報告 平成29年度 決算報告 社会福祉充実残額の状態 理事長専決事項の報告 規程改正 平成30年度 定時評議員会の開催日及び付議事項
平成30年8月30日	5	2	認知症対応型共同生活介護事業者への応募申請について 規程改正
平成31年3月4日	6	2	2018年度 補正予算について 2019年度 事業計画について 2019年度 予算について 正職員給与規程の一部改正について 特別養護老人ホームくさど施設長の退任、選任について 理事の退任、推薦について

(4)うち開催を省略した回数 0

9. 前会計年度に実施した監事監査の状況

(1)監事監査を実施した監事の氏名

勝岡 正剛
小野 隆平

(2)監査報告により求められた改善すべき事項

防災備蓄について検討してください。
各事業の介護度、利用者数などの手引書の作成。

(3)監査報告により求められた改善すべき事項に対する対応

備蓄場所や方法などについて検討します。

10. 前会計年度に実施した会計監査(会計監査人による監査に準ずる監査を含む)の状況

(1)会計監査人による会計監査報告における意見の区分

11. 前会計年度における事業等の概要 - (1)社会福祉事業の実施状況

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称	②事業所の名称						
		③事業所の所在地			④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位の事業開始年月日	⑦事業所単位の定員	⑧年間(4月~3月)利用者延べ総数(人/年)	
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)								
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積		
		イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日(1回目)	(ア) - 2 修繕年月日(2回目)	(ア) - 3 修繕年月日(3回目)	(ア) - 4 修繕年月日(4回目)	(ア) - 5 修繕年月日(5回目)	(イ) 修繕費合計額(円)		
001	特別養護老人ホームくさど	00000001	本部経理区分	広島県 福山市		法人本部	2 民間からの賃借等 3 自己所有	平成24年4月1日	0	0
		ア建設費	平成24年4月1日					0		
		イ大規模修繕								
001	特別養護老人ホームくさど	01030201	特別養護老人ホーム(地域密着型)	広島県 福山市		特別養護老人ホームくさど	2 民間からの賃借等 3 自己所有	平成24年4月1日	29	10,535
		ア建設費	平成24年4月1日	98,050,000	116,000,000	294,720,000	508,770,000		2,531,940	
		イ大規模修繕								
001	特別養護老人ホームくさど	02120401	老人短期入所事業(短期入所生活介護)	広島県 福山市		ショートステイクさど	2 民間からの賃借等 3 自己所有	平成24年4月1日	29	9,057
		ア建設費	平成24年4月1日					0		
		イ大規模修繕								
001	特別養護老人ホームくさど	02120202	老人デイサービスセンター(通所介護)	広島県 福山市		デイサービスセンターくさど	2 民間からの賃借等 3 自己所有	平成24年4月1日	40	9,104
		ア建設費	平成24年4月1日					0		
		イ大規模修繕								
001	特別養護老人ホームくさど	06260301	(公益)居宅介護支援事業	広島県 福山市		xケアプランセンターくさど	2 民間からの賃借等 3 自己所有	平成24年4月1日	0	0
		ア建設費	平成24年4月1日					0		
		イ大規模修繕								
002	特別養護老人ホームしんがい	01030201	特別養護老人ホーム(地域密着型)	広島県 福山市		特別養護老人ホームしんがい	2 民間からの賃借等 3 自己所有	平成29年5月1日	29	10,542
		ア建設費	平成29年5月1日	139,848,418	123,830,000	570,000,000	833,678,418		3,158,760	
		イ大規模修繕								
002	特別養護老人ホームしんがい	02120401	老人短期入所事業(短期入所生活介護)	広島県 福山市		ショートステイしんがい	2 民間からの賃借等 3 自己所有	平成29年5月1日	29	9,045
		ア建設費	平成29年5月1日					0		
		イ大規模修繕								
002	特別養護老人ホームしんがい	02120302	老人デイサービスセンター(認知症対応型)	広島県 福山市		ふあみりえ山陽しんがい	2 民間からの賃借等 3 自己所有	平成29年5月1日	24	3,318
		ア建設費	平成29年5月1日					0		
		イ大規模修繕								
003	小規模多機能ホームつど	02120501	小規模多機能型居宅介護事業	広島県 福山市		小規模多機能ホームつどお家	2 民間からの賃借等 2 民間からの賃借等	平成29年6月1日	25	7,970

000	おうち家	ア建設費 イ大規模修繕								0	
003	小規模多機能ホームのおうち家	02120302	老人デイサービスセンター（認知症対応型）	ふぁみりえ山陽くさど	2 民間からの賃借等	2 民間からの賃借等	平成29年6月1日	24	5,817		
		ア建設費 イ大規模修繕								0	
004	ふぁみりえ山陽しろみ	02120302	老人デイサービスセンター（認知症対応型）	ふぁみりえ山陽しろみ	2 民間からの賃借等	2 民間からの賃借等	平成29年6月1日	12	1,193		
		ア建設費 イ大規模修繕								0	
001	特別養護老人ホームくさど	00000001	本部経理区分	建設会計	2 民間からの賃借等	3 自己所有	平成24年4月1日	0	0		
		ア建設費 イ大規模修繕								0	
005	小規模多機能ホームのがみ	02120501	小規模多機能型居宅介護事業	小規模多機能ホームのがみ	2 民間からの賃借等	2 民間からの賃借等	平成30年4月1日	18	7,223		
		ア建設費 イ大規模修繕								0	
005	小規模多機能ホームのがみ	06260301	(公益)居宅介護支援事業	ケアプランセンターくさど	2 民間からの賃借等	2 民間からの賃借等	平成24年4月1日	0	2,830		
		ア建設費 イ大規模修繕								0	

1 1. 前会計年度における事業等の概要 - (2)公益事業

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称				②事業所の名称									
		③事業所の所在地										④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位での定員	⑧年間(4月~3月)利用者延べ総数(人/年)
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)														
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積								
		イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日(1回目)	(ア) - 2 修繕年月日(2回目)	(ア) - 3 修繕年月日(3回目)	(ア) - 4 修繕年月日(4回目)	(ア) - 5 修繕年月日(5回目)	(イ) 修繕費合計額(円)								

1 1. 前会計年度における事業等の概要 - (3)収益事業

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称				②事業所の名称									
		③事業所の所在地										④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位での定員	⑧年間(4月~3月)利用者延べ総数(人/年)
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)														
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積								
		イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日(1回目)	(ア) - 2 修繕年月日(2回目)	(ア) - 3 修繕年月日(3回目)	(ア) - 4 修繕年月日(4回目)	(ア) - 5 修繕年月日(5回目)	(イ) 修繕費合計額(円)								

1 1. 前会計年度における事業等の概要 - (4)備考

--

11-2. 地域における公益的な取組(地域公益事業(再掲)含む)

①取組類型コード分類	②取組の名称	③取組の実施場所(区域)
	④取組内容	

1 2. 社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画の策定の状況

(社会福祉充実残額算定シートを作成するまで編集することはできません)

(1) 社会福祉充実残額等の総額(円)	0
(2) 社会福祉充実計画における計画額(計画期間中の総額)	
①社会福祉事業又は公益事業(社会福祉事業に類する小規模事業)(円)	0
②地域公益事業(円)	0
③公益事業(円)	0
④合計額(①+②+③)(円)	0
(3) 社会福祉充実残額の前年度の投資実績額	
①社会福祉事業又は公益事業(社会福祉事業に類する小規模事業)(円)	0
②地域公益事業(円)	0
③公益事業(円)	0
④合計額(①+②+③)(円)	0
(4) 社会福祉充実計画の実施期間	~

1 3. 透明性の確保に向けた取組状況

(1)積極的な情報公表への取組

①任意事項の公表の有無

㊦事業報告	1 有
㊧財産目録	1 有
㊨事業計画書	1 有
㊩第三者評価結果	3 該当なし
㊪苦情処理結果	3 該当なし
㊫監事監査結果	1 有
㊬附属明細書	1 有

(2)前会計年度の報酬・補助金等の公費の状況

①事業運営に係る公費(円)	657,624,938
②施設・設備に係る公費(円)	0
③国庫補助金等特別積立金取崩累計額(円)	39,970,421

(3)福祉サービスの第三者評価の受審施設・事業所について

施設名	直近の受審年度
-----	---------

1 4. ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況

(1)会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用状況

①実施者の区分	
②実施者の氏名（法人の場合は法人名）	
③業務内容	
④費用〔年額〕（円）	

(2)法人所轄庁からの報告徴収・検査への対応状況

①所轄庁から求められた改善事項	
②実施した改善内容	

15. その他

退職手当制度の加入状況等（複数回答可）

① 社会福祉施設職員等退職手当共済制度（(独)福祉医療機構）に加入	2 無
② 中小企業退職金共済制度（(独)勤労者退職金共済機構）に加入	1 有
③ 特定退職金共済制度（商工会議所）に加入	2 無
④ 都道府県社会福祉協議会や都道府県民間社会福祉事業職員共済会等が行う民間の社会福祉事業・施設の職員を対象とした退職手当制度に加入	2 無
⑤ その他の退職手当制度に加入（具体的に：●●●）	
⑥ 法人独自で退職手当制度を整備	1 有
⑦ 退職手当制度には加入せず、退職給付引当金の積立も行っていない	2 無

社会福祉法人さんよう定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

(イ) 特別養護老人ホームの経営

(2) 第二種社会福祉事業

(イ) 老人短期入所事業の経営

(ロ) 老人デイサービス事業の経営

(ハ) 小規模多機能型居宅介護事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人さんようという。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を広島県福山市草戸町五丁目8番24号に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要

する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、各年度の総額が500,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第13条 評議員会の議長は、その都度評議員の互選とする。

(決議)

第14条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について決議に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員のうちから選出された評議員2名が、前項の議事録に署名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の定数)

第16条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

(役員を選任)

第17条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第18条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第19条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作

成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第20条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、退任した理事又は監事の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第21条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第22条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(職員)

第23条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第24条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第25条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第26条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 27 条 理事会の議長は、その都度理事の互選とする。

(決議)

第 28 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第 29 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事が、前項の議事録に署名押印する。

第 6 章 資産及び会計

(資産の区分)

第 30 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の 3 種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 広島県福山市草戸町五丁目 1952 番地 1、1953 番地 1 所在の鉄骨造陸屋根 4 階建
特別養護老人ホームくさど 1 棟

1 階 679.32 平方メートル

2 階 617.54 平方メートル

3 階 617.54 平方メートル

4 階 617.54 平方メートル

延床面積 2,531.94 平方メートル

(2) 広島県福山市新涯町三丁目 175 番地 1、176 番地 1、174 番地 1 所在の鉄骨造
陸屋根 3 階建

特別養護老人ホームしんがい 1 棟

1 階 996.84 平方メートル

2 階 1,080.96 平方メートル

3 階 1,080.96 平方メートル

延床面積 3,158.76 平方メートル

鉄骨造陸屋根平家建

特別養護老人ホームしんがい子ども広場 1 棟

58.32 平方メートル

3 その他の財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は第 38 条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 31 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、福山市長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、福山市長の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第 32 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）

第 33 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第 34 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第 35 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第 36 条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第 37 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の同意なければならない。

第 7 章 公益を目的とする事業

(種別)

第 38 条 この法人は、社会福祉法第 26 条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) 居宅介護支援事業の経営

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

第 8 章 解散

(解 散)

第 39 条 この法人は、社会福祉法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 40 条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第 9 章 定款の変更

(定款の変更)

第 41 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、福山市長の認可（社会福祉法第 45 条の 36 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を福山市長に届け出なければならない。

第 10 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 42 条 この法人の公告は、社会福祉法人さんよりの掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第 43 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則（平成 23 年 7 月 8 日設立）

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長 辰川 和美

理事	枝廣	稔
〃	松本	恵美子
〃	柿原	弘幸
〃	石原	郁朗
〃	石井	稔
監事	勝岡	正剛
〃	小野	隆平

附 則（平成 24 年 2 月 20 日 福山市長届出）
この定款の変更は、福山市長への届出の日から施行する。

附 則（平成 24 年 6 月 4 日 福山市長届出）
この定款の変更は、福山市長への届出の日から施行する。

附 則（平成 29 年 2 月 23 日 福山市長認可）
この定款の変更は、福山市長の認可日にかかわらず、社会福祉法附則第 7 条第 2 項の規定により、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 8 月 21 日 福山市長認可）
この定款の変更は、福山市長の変更認可があった日から施行する。

社会福祉法人さんよう役員等名簿

No.	氏名	〒	住所	所属	役職	備考	電話
1	枝廣 稔	7200813	広島県福山市道三町11-22	社会福祉法人さんよう	評議員	2017/4/1~	090-7506-1991
2	柿原 弘幸	7200831	広島県福山市草戸町一丁目7-7	社会福祉法人さんよう	評議員	2017/4/1~	084-923-6141
3	倉田 秀孝	7210955	広島県福山市新涯町三丁目11-13	社会福祉法人さんよう	評議員	2017/4/1~	090-7997-9996
4	坂本 愛子	7210955	広島県福山市新涯町1-27-33	社会福祉法人さんよう	評議員	2017/4/1~	080-5624-9014
5	藤井 哲朗	7210955	広島県福山市新涯町二丁目10-16	社会福祉法人さんよう	評議員	2017/4/1~	090-5696-7738
6	藤本 雄三	7210957	広島県福山市箕島町172-2	社会福祉法人さんよう	評議員	2017/4/1~	090-1017-1752
7	渡辺 鍊治	7200815	広島県福山市野上町3-10-17	社会福祉法人さんよう	評議員	2017/4/1~	090-4106-0019

No.	氏名	〒	住所	所属	役職	備考	電話
1	辰川 和美	7200083	広島県福山市久松台二丁目20番22号	社会福祉法人さんよう	理事長	2019/6/18~	084-961-3951
2	濱田 喜代恵	7200825	広島県福山市沖野上町六丁目2番37号	(有)浜田工芸社	理事	2019/6/18~	084-921-6973
3	齋藤 理美子	7200054	広島県福山市城見町二丁目1番5号-305	医療法人辰川会	理事	2019/6/18~	084-926-9105
4	高杉 清志	7210952	広島県福山市曙町六丁目15番10号	(有)オフィスタカスギ	理事	2019/6/18~	084-953-4747
5	田口 繁則	7200824	広島県福山市多治米町一丁目23番17号	社会福祉法人さんよう	理事	2019/6/18~	084-953-0066
6	若井 久夫	7210955	広島県新涯町三丁目4番23号	新涯公民館	理事	2019/6/18~	084-953-0717

No.	氏名	〒	住所	所属	役職	備考	電話
1	勝岡 正剛	7200031	広島県福山市三吉町一丁目4番24号	(株)MIUYUKI	監事	2019/6/18~	084-972-4747
2	小野 隆平	720002	広島県福山市東町二丁目3番5号サーパス城見通り1205号	ばらのまち法律事務所	監事	2019/6/18~	084-932-3788

社会福祉法人さんよう

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人さんようの役員等に支給する報酬に関する事項で、法令または定款等に別段の定めのある事項以外についてはこの規程による。

(定義)

第2条 この規程でいう役員等とは、評議員選任解任委員会委員、評議員及び役員をいう。役員とは理事及び監事をいう。

(報酬の体系)

第3条 月額報酬は、常勤・非常勤の役員とも、役員報酬一本とし、手当等他の給与は原則として支給しない。

2 役員への通勤に要する費用は、月額報酬に含まれるものとする。

3 日額報酬は、当法人の役員等が当該会議へ出席した場合に支給する。出席に要する交通費は日額報酬に含まれるものとする。この場合交通費が日額報酬を上回る時は、役員等の費用弁償等に関する規程第3条の定めによる。ただし、月額報酬を支給される役員については、日額報酬や交通費は月額報酬に含まれるものとする。

(報酬の基準額)

第4条 月額報酬は、役位別ならびに役員等の等級別に、別表1に定める額を基準とし、職務に従事している場合に各年度の総額が30,000,000円を超えない範囲で支給する。

2 日額報酬は別表2により、理事に対して各年度の総額が700,000円を超えない範囲で、監事に対しては各年度の総額が400,000円を超えない範囲で支給する。

(就任または退任等の場合の報酬の取り扱い)

第5条 計算期間の途中で新たに役員に就任した場合、または退任・解任等の場合の当該計算期間の月額報酬は日割計算等を行わず1ヶ月分を支給する。

(報酬の改定)

第6条 各役員の前年度の業績を評価して、別表1に定める役位別基準額の範囲内で、月額報酬の改定を行うことがある。

2 前項の評価・改定は原則として毎年1回、決算期の3ヶ月後までに実施する。

(支給日)

第7条 役員への月額報酬の支給日は毎月末日とする。ただし、当日が休日または土曜日の場合は、その前日とする。

(控除金)

第8条 法人は、役員に支給する報酬から源泉所得税、住民税、社会保険料ならびに法人の立替金等を控除する。

(改正)

第9条 この規程を改正する必要がある場合には、理事会及び評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成26年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

この規程は、平成30年4月1日より一部改定する。

別表 1

単位：千円

役 職	常 勤	非常勤
理事長	1, 0 0 0	2 0 0
副理事長	7 5 0	1 5 0
常務理事	5 0 0	1 0 0
理 事	2 0 0	4 0

※非常勤役員における支給基準は、概ね週1日以上勤務する場合とする。

別表 2

単位：千円

名 称	日額報酬
評議員選任解任委員会 評議員会、理事会 監事監査指導 等	10(手取り)